発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 / 574 番

編集兼発行人 山本榮實
三鉱労組印刷工場

三鉱労組機関紙

期末手当 七千圓を回答

11月28日正午迄の最後回答求む

十二月一日から一社重点スト

八社ブロック各社の期末手当団体交渉は、二十一日午後一時三十分から開始された雄別の交渉を皮切りに、八社全部が交渉を行ったが、各社共七、〇〇〇円の回答があり、前途の気配もなく、いづれも五分から十分の交渉で終了した。二十二日戦術委員会を開き、今後の闘争推進について検討されていたが、二十四日八社ブロック金議を開き、戦術委員会決定を確認した。

本日二十四日、八社ブロック会議開催（十二月一日以降の一社重点スト突入支部）及び「炭鉱災害の抗議に関する件」についての戦術委員会決定の説明を受け、左記の通り確認した。

記

一、二社重点スト突入指令
1、突入支部
住友鑛業及び住友赤平支部
2、指標
期末要求完全獲得
3、規模
部分スト（石炭を坑外へ出す作業の拒否）
4、期日
十二月一日、一番方より要求獲得までの期限
5、重点スト突入支部の闘争推進のため、中闘をそれぞれ二名宛派遣する。
二、期限付回答の申入
十一月二十五日、各社一せい団交を開き「十一月二十八日正午までに最後回答を求める」旨期限付回答の申入を行う。
三、炭鉱災害抗議に関する件
来る臨時国会の冒頭に、炭鉱災害について社会党より緊急質問が行われるが、之を期して政府の保安行政のサボ、資本家の保安無視に対し抗議し世論を喚起するため、次の抗議を行う。
1、抗議の規模
十二月三日、職場大会を最低とする実力行使を行う。
右の戦術の規模及び実施方法については実状に応じ、各地方本部において決定指令する。
2、中央においては、保安担当者会議を開き、国会及び関係官庁に対して抗議並びに責任追及する。これと併行して各支部の各出先機関に対し抗議を行う。
「炭鉱」道炭労地方、委員会
◇明治　七、〇〇〇円（税込）細部別途協議
◇住友　七、〇〇〇円（内一、五〇〇円税抜）支給条件前期通り
◇吉河　七、〇〇〇円（税込）支給条件前期通り。
◇雄別　七、〇〇〇円（内一、五〇〇円税抜）支給条件十一月末人員
◇太平洋　七、〇〇〇円（内一、五〇〇円税抜）支給条件九月末人員
◇北炭　七、〇〇〇円（税込）細部別途協議
◇住友　七、〇〇〇円（内一、五〇〇円税抜）支給条件前期通り
◇三菱　七、〇〇〇円（税込）支給条件前期通り。
◇三井　二十一日午後四時二十五分から第四回団交を開催した。会社側は七、〇〇〇円、内一、五〇〇円税抜きの提示があつた。組合側は、要求八、三五〇円を会社側が従来の要求額と同一視して、このような額を提示したのであれば、会社側は大きな誤解をしているので、更に充分検討の上、次期交渉で誠意ある回答をするよう、要求と警告を発して交渉を終つた。

各社の回答

としては、既に抗議のため一時間五十分の時限スト決行を決めている。

書記局便り

二十一日　大地評緊急共闘会議
二十三日　中央委員会
二十三日　職術委員会
二十四日　合成闘争激励デモ
炭労救済委員会
二十五日　大地評執行委員会

雄別茂尻炭鑛のガス爆発を調査して

参議院議員 阿具根 登

去る十一月一日、午後四時三十分、雄別茂尻炭鉱のガス爆発は一瞬にして六十名に及ぶ戦後最大の悲しい犠牲者を出し、折から開催中の炭労大会を陰鬱な気持で覆い、更に憤怒となつて代議員の胸をたぎらせた。

休会中の国会は参議院社会労働委員会の理事会において、緊急提案し、未だかつてない程のスピードで、三日の夜には自民党の横山参議と勇藤提案者の私の二人を現地調査に急派した。

又一方、社会党はたまたま炭労大会に出席中の多賀谷、山本両参議員を党代表として急拠同列車で現地に派遣した。その間の現地状況を簡単に報告致します。

昨年八月三十一日、丁度北海道で炭労大会開催中、太平洋炭鉱が爆発し三十九名の犠牲者を出し、その時も私は現地に飛んだ。本年に入つて大夕張、赤平三井田川、更に今度の雄別茂尻五度も大きなガス災害があつたが、最も災害の大きい太平洋炭鉱と雄別茂尻と比較してみると、茂尻鉱は最もガスの多い炭鉱として注意されていたが、太平洋はガスの少い機械化された炭鉱として認められていたのが爆発した為にその原因は漏電によるとか、或いはスパーク等電気に因る爆発とは考えられず、私達が行つた時は死人のポケットまでもいじくり煙草を探していたが、坑内で煙草を吸う様な人はないはずである。やつと原因がわかつたのは停電中にマイトをかけたという事になつたが、坑内人の常識として風機の止つている停電中にマイトをかける様なことは考えられないが、証拠はそれを物語つている事になつている。そして死亡した保安係員の不注意ということで司法処置としては、鉱業権者及び保安管理者の送致となつた。しかし、結果は証拠不充分で不起訴となり、けりがついた。

今度の雄別茂尻炭鉱は過去において昭和十年五月に万隆三坑で九十五名が死亡し、二十五年一月死者十五名、重軽傷者十名、二十六年二月には死者六名、重軽傷十九名の自然ガス爆発に因る犠牲者を出し、二十六年の爆発ではまた四死体が発掘されていない惨状であり、全くの私つきである。しかも二十六年の爆発で死体が地底深く埋つたまゝのその子供が今度の犠牲者の中に加わつているのである。

今度の原因は六片坑道において坑道掘進中に断層面から一部石炭層が現われ、それより多量のガスが噴出していたものと考えられ、それにガスの検査を怠つてマイトをかけた為に爆発を起し、これが更に炭塵爆発を誘発した。なお悪い事には後ガスの発生等もあり、六十名もの戦後最大の犠牲者を出した事になつている。これによると太平洋炭鉱の如く鉱業権者や保安管理者は送致されるだろうが、現場の責任者は溺死んでいるので証拠不充分ということで、不起訴になり、会社は生産第一主義を続け、この種災害を繰り返す恐れがあり、そのたびにみじめな者は死んだ人々であり、残された遺族達であろう。斯かる重大本問題をたゞ労働間のみの問題の如く保安監督局は見ているが、今度の災害に当つても、当の北海道通産局、保安監督部長はたゞ高い所に立つて誰を罰するかだけを考えている様で、我々が行つてもたゞ現場の不注意のみを強調している有様である。

かゝる惨事の絶無を期する為に作られた監督行政の、しかも責任のある部長は何等自己の責任を感じていないのである。そして人にその責任をなすりつけ自分だけはそれを罰する人になり切つているが、茲に大きな欠陥があるように思う。このような考えだからこそ遺族は会社の上に君臨して二月に一度位坑内を巡視して（しかもその時は事前に通知して会社は坑内の常態を整良においておく）簡単な注意を与え、それで任務は終りとしているのである。そして保安監督局は通産省に属しているため生産面と直結している議会等で究明される事も少い、所謂重点的な存在となつている保安が優先か、生産が優先かの重大問題がある。当然保安監督局は労働者に属して人命の保護を第一義とすべきであるなお我々は顧みて他ならずりでなく、炭労は過去数回の爆発事故を充分反省し、保安の再点検を行い、保安に対する再教育をすべきではなかろうか。今度の茂尻炭鉱で爆発後安全だと思つて逃げこんだ坑道の中で、係員を先頭に五人が死んだ。しかも自分達の警ている眼を脱いでガスの侵入を防ぐため、ドアーに目張りして地面を手で掘り顔をくつつけて死んでいた。排気の方に逃げた人が沢山死んだ。逃げて来た人を見てその人の来た坑道を通つて救助にかけつけた人が、後ガスの為に五百米のところで死んだ一我々は自分の炭鉱にはガスがないと安心すれば太平洋炭鉱の二の舞を踏むことを明記し、ガスは眼に見えず臭いもしない。何時自分達の所に来ているかわからぬので再度保安の点検をして、本当に安心して働ける職場にしなければならない。

最後に、みぞれ降る北海道の赤平市に散在する犠牲者六十所の遺家族を、金所悔みに廻つたのであるが、たつた一人の父親を失つた孤児、働き手を奪われた年寄りや、その家族達、何れを見ても悲しく涙さえ流すことが出来ずにたゞぼう然としているのみであつた。この点にふれた場合、中川組合長は「遺族の問題は今後最重点的に取りあげるようにしたらよいか？」と勇ましく泣き伏してしまつた私たちはかゝる悲痛な思いを二度と起さないよう再び絶叫します「坑内の保安をもう一度点検して下さい」と…

丁度本報告書を書いている時明治赤池のガス突出のため十一名の悲しい犠牲を知りましたが委員会の為現地に行けませんが委員会において充分究明します同志七十一名の方々の御冥福を祈り御報告とします。

前進　労基法改悪への闘い

第十四回炭労臨時大会は、労働基準法改悪反対について「総評を中心とする全労働者階級のたたかいの中で闘争をすゝめ、この闘争が生活と権利をまもる闘いとして質問、企闘と深く結びついていることを確認し、職場、地域に根を下した闘いを組織することを決定し、スト権を含む実力行使の指令権を炭労中闘委員会に委ねた。即ち総評を中心にこれが阻止のため大きな反対闘争を巻き起したのである。

×　×

労働基準法の意義については、いまさらこゝで述べる必要もないが戦争中われわれ労働者は十一時間労働を押しつけられ、さらに軍戦遂行の名のもとに資本家は軍部と結託して苛酷な労働を容赦なく強制した。

戦後、文化国家、民主々義国家の建設が叫ばれ、その連帯ぶりは目ざましいものがあつた。文化国家再建が進められて行くと必然的に論じられてくるのは、文化国家にふさわしい労働者の労働条件の問題であり、それを世界水準までもつて行くために、従来の世界に遅れた古い条件を払拭した基準法が二十二年春に施行された。然しながらこれにしても国際的水準の最低労働条件を極めたり、極く当り前の最低労働条件を極めただけに過ぎない。

×　×

その後数回改正され、反対闘争が行われたが、なかでも二十七年には労働三法改悪に全労働者が反対して起ち上り闘つたが、基準法改悪は第十六国会を通過した。然しこのときは全労働者及び学者などの反対と中央労働基準審議委員会の労働者側委員の頑強な抵抗で改悪案を最少限に喰い止めたため、実質的な改悪までにはいたらなかつたのである。

そこで、国会やつては労働者階級の反撃を喰らし、国際的にもおもしろくないので、ひそかに強行したのが二十九年の基準法施行規則、女子年少者労働基準規則、技能者養成規程の省令による改悪であつた。また、そのころ小坂（労相）構想なるものが出て、基準法やその他労働法の改悪を企図したが、吉田から鳩山に政権が移るデリケートな時期であつたため実現しなかつた。

ところが、吉田によつて代つた鳩山内閣がこの小坂構想を引つぱり出し、基準法をさらに改悪しようというのが現在の段階なのである。

×　×

以上基準法改悪の簡単な経過を述べたわけであるが、問題は基準法改悪のライが、労働時間延長（賃金はそのまゝ）や残業の割増率の切下げなどを行い、労働者からより多く搾取し、コストの引下げと労働時間延長などによる余剰人員の整理を企図している点である。

また、われわれの方からいうと、この十年の間、血のにじむような闘いを続けて、今日の賃金やその他労働条件を築き上げてきたものだが、基準法改悪を敵に許せば、われわれの十年にわたる尊い闘いの成果が一瞬にしてフッとぶということであり、この観点からしてもわれわれは改悪に絶対反対するものである。

現在でさえもわれわれ労働者は低賃金にあえぎ、生活に追われているが、資本家とその番頭どもは労働者の血をまだ吸いたりず足らず、どんよく な目つきでわれわれの首に手を延ばしつゝある。われわれはこの資本家どもに対して限りないフンマンを覚えると共に、われわれの生活と権利を守るために基準法改悪と断乎闘う決意を固くするものであるが、そのためには組合員各位の職場での基準法違反の摘発闘争が組まれなければならないし、そのためには一層の教宣活動を痛感するものである。

×　×

本日は「英雄なき百十三日の闘い」といわれた二十八年の首切り撤回闘争を勝ちとつてからまる二年目に当るがわれわれには幸いにもこの闘の尊い体験と闘う組織をもつている。しかしながら敵が漸次勢力を温存育成しつゝあることを思うとき、われわれが安閑としていられない事は当然であり、闘争組織の点検を更に綿密に行わなければならないが、時に政治局との連繋を強化し、炭都の世論喚起に備え、期末手当、新賃金要求の闘いと共に全労働者の闘いへ向けて結集しなければならない。

三鑛連臨時第十回大会開く

長計闘争、職員昇格など審議

七議案へ三池の態度決る

三鉱連第十回臨時大会は去る十一月二十五日から東京で開かれているが、同大会に臨む三池の態度を承認決定、出席代議員は同日夕刻上京した。なお、宮川組合長、薄池労働部長は製塩工場の問題で二十三日労働会館で開かれた中央委員会で「長期計画闘争に関する件」他六議案について執行部提案をめぐり討議の結果、執行部提案を承認決定、出席代議員は同日夕刻上京した。なお、宮川組合長、二十三日労働会館で開かれた中央薄池労働部長は製塩工場の問題で二十日夕刻上京出発した。

三鑛連大會對策

第一号議案　長期計画闘争に関する件

イ、一四三日に及ぶ今次長計闘争の闘争経過ならびに協定書については承認する。闘争は中央委員会も指摘する様に三鉱連六山がこれを如何に推進し且つ経営を監視していくかに中心があると考えるので、自己批判と将来を含む意見交換を行う。

ロ、本闘争に関した諸経費については監査結果により審議することに代議員に一任

第二号議案　経営方針変革闘争に関する件

第一号議案によつて三鉱連は経営方針自体に対し従来と比較されない発言権の強化を闘い取つたし、協定書第一項によつて団体交渉として論議出来る体制になり、経営方針変革闘争の中で取り上げた「経営協議会」を中心とする具体的闘争を白紙とすることについては提案を承認する。

第三号議案　保安発破係員に関する件

イ、保安、発破係員の手当増額要求については、六山統一闘争を進める。従つて石炭鉱山保安規則第十条に定められた保安技術職員、賃金ベースの上昇率を現行手当に加算した額という方針を承認する。

ロ、保安発破係員に関する協定書については承認する。

第四号議案　外傷性脊髄障害処遇に関する件

要求通り協定し、且つ実施中のものであり承認

第五号議案　消防隊処遇に関する件

代議員に一任

第六号議案　筑業員より職員への昇格に関する件

身分制度撤廃闘争の基本方針、具体的闘争方針がない限り昇格については次期定期大会で結論を出したい。

第七号議案　諸協定改訂に関する件

要求案は第二回労働条件専門委員会で作成されるが各山のメモ化闘争をより強固なものとする提案については承認する。

その他「鉱山保安法は鑛源確保の為のものか、人命保護のためにあるのか」「災害防止の抜本的対策如何」等々約二時間にわたつて激しく政府を追及し、十二時半一旦休憩して、午後引続き質問を続行、紛糾争議の質問を含めて午後二時半閉会した。

NHKテレビで放送

NHKTVでは十七日午後六時五十分のニュースで、引続く炭鉱の災害が社会的に重大問題であると昭和二十七年、世界の労働運動史にもまれな炭労六十三日ストライキ中、会社の強行採炭により惹き起された古河目尾の送炭阻止事件は、約二年半にわたる審理を経て十一月十五日、最後の証人調に入つた。この日検事側から小田連盟事務局長、柴野三菱飯塚鉱業所勤労部長、弁護側から市川目鉄二両名の無罪があらゆる面にわたつて明らかにされた。

検事の論告、求刑、弁護人の弁論被告人の最終陳述を行つて、結審した。

検事はデツチあげの起訴決をもとにして小柳、湯浅両氏にそれぞれ懲役六カ月の不当な求刑をしたがその後行われた弁護人及び被告人の最終陳述で、論告の不当性、矛盾が徹底的にバクロされ、被告人両名の無罪があらゆる面にわたつて明らかにされた。

判決は十二月二十日午前十時から福岡地裁で行われる。

懲役六カ月を求刑

古河目尾送炭阻止事件

阿具根参議の厳しい政府追及の質問戦を再録、放送した。

阿具根参議 政府に喰いつく

茂尻、赤池の災害で

総評第三回青年婦人全国代表者会議は九月二十三日総評会館、二十四日敬青会館で二十六単産、三十主的闘争目的のべ、最後に抗議決議を基本方針として、これまで闘いの成果と欠陥の上に立つて闘いの進め方を討論した。

その結果、十一月には職場や地域の権利擁護の闘いを基礎に、労基法反対の運動を柱とした青年婦人の統一行動として青年婦人権利擁護大集会を開くことを決定した。

第一日は、まず石巻青婦対策部長から「青年婦人の活動がどれだけ組合の活動になつているか、労組組合の活動に対する信頼が大家のなかにどれだけあるか、組合内部の分裂支配を明らかにしよう」と問題の提起があつた後、青年協議会平沢副議長から経過報告、ついで砂川基地、大高根基地、新潟飛行場拡張反対等の基地反対支援がそれぞれ関係地評から提案され、満場の拍手で可決された。

第二日は、四分散会にわかれて行われたが、主な問題点は大要次の通りである。

★セクトをなくし、あらゆる面で手をとりあおう。
★中央、地方一体となつて活動をすすめよう。
★労組組合に青婦部を理解してもらうため話合おう。
★青婦人は「仲よし運動」の推進を
★みんなの希望をはつきりつかもう
★組合活動と文化サークルとの結びつき
★婦人のなやみを組合全体のものに
★官燒の強化をはねかえそう。
★敵をみつめて、助け合おう
★農村や町の青婦人と勝を交えて話合おう

合成の斗争遂に妥結

各單産五千が激励デモ

三池合成労組（組合員千名）では三万三千八百円の期末手当を要求し第一波（単産五日）のストを終え、二十五日より第二波ストに突入している。その間去る十一月六日には妥結しない期末手当を、職制を通じた会社の一方的な支給にたいし、怒りとにくしみを感じた組合員は一人の受取る者もなく堂々あつせんにのり出した県地労委の合成デモ隊に対し、仮裁斡旋の二次案平均手取二万一千円、（会社回答）プラス一律一千円、コークス券二枚（およそ五百円）を不満として闘いは続けられたが二十六日午後一時第一次あつせん案プラス一律五百円で妥結した。

小倉事件　會社、事實を認む

勞基法違反事件審判

小倉労組員田畑利男氏の解雇無効（労基法違反）の第二回審判は、十一月十五日午後三時から福岡地裁小倉支部で行われた。会社側は、組合側主張の事実を全部認め（公傷期間中に解雇したこと）提出すべき証拠はないと述べた。

氷雨に曇る災害対策本部

お買いものは ゼヒ 革新商店連盟の加盟店で

靴・履物ならなんでも揃う！

革商連

久保田靴・履物店

四ツ山縣界・四ツ山市場北角　電話6062番

皮靴・ビニール靴・履物・男物・女物子供用
セカイチヨ運動靴並びに雨カツパ雨靴
足袋類一式　コウモリ傘